



栃木県公報

令和4(2022)年
10月14日(金)
第346号

目次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新..... 1017
- 特別保護地区の指定..... 1029
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... 1033
- 准看護師試験の実施..... 1052
- 道路の区域の変更..... 1053
- 道路の供用開始..... 1054
- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 1055
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 1055
- 土砂災害警戒区域の指定..... 1056
- 建築基準法による道路の位置指定..... 1056
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 1056

公 告

- 水源地域の指定の案の縦覧等..... 1057
- 開発行為の工事完了..... 1058

告 示

栃木県告示第492号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

鳥獣保護区の名 称	鳥 獣 保 護 区 の 区 域 及 び 面 積	鳥 獣 保 護 区 の 存 続 期 間	鳥 獣 保 護 区 の 保 護 に 関 す る 指 針
五 十 里 鳥 獣 保 護 区	1 区域 日光市川治温泉川治地内の五十里ダムの西端を起点とし、同所から一般国道121号を北西に進み葛老トンネルの交点に至り、同所から国有林日光森林管理署14林班へ88小班と五十里湖畔との境界を北東に進み14林班ほ53小班と一般国道121号との交点に至り、同所から一般国道121号を北西に進み海尻橋に至り、同所	令和4(2022)年11月1日から令和14(2032)年10月31日まで	1 県指定鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 2 県指定鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、利根川水系の鬼怒川支流男鹿川を五十里ダムの設置により堰き止めてできた人造湖五十里湖を中心とし、クリ、ミズナラ等の広葉樹林などが植生する地域である。マガモやコガモなど冬鳥の飛来がみられるほか、付近ではイヌワシなどの稀少猛禽類も確認されており、獣類についてはニホンカモシカなどが生息している。 このため、当地域は野生鳥獣の生

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道408号	塩谷郡高根沢町大字宝積寺181から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺167-2まで	令和4(2022)年 10月14日

(道路保全課)

栃木県告示第498号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(令和2年栃木県告示第44号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
塩谷町大字玉生6209	略	略	塩谷町大字玉生6209	略	略
			塩谷町大字船生I6-2-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略		

栃木県告示第499号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(令和2年栃木県告示第45号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
塩谷町大字船生ⅢF2002	略	略	略	塩谷町大字船生ⅢF2002	略	略	略
				塩谷町大字船	別紙図面	土石流	別紙図面

				生I6-2-001	のとお り。(図 面省略)	のとお り。(図 面省略)
--	--	--	--	-----------	---------------------	---------------------

栃木県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害発生原因となる 自然現象の種類
塩谷町船生I6-2-001	別紙図面のとおりに。(図面省略)	土石流

(砂防水資源課)

栃木県告示第501号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	さくら市氏家字上人坂1116-1、1116-5の各一部	延長60.64m 幅員6.03m	令和4 (2022)年 9月9日	大田原 土木事務所

栃木県告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和50(1975)年12月5日第4862号）を次のとおり一部廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和4(2022)年10月14日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃 止 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須郡那須町大字高久丙字北条平1147-62、1147-63、1147-70、1147-71、1147-589、1147-590、1147-591の各一部	延長407.65m 幅員4.00m～ 8.00m	令和4 (2022)年 9月12日	大田原 土木事務所

(建築課)